

2019年8月8日

お客様 各位

四国労働金庫

エース預金規定の一部改正のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

労働金庫では、このたび、下記預金規定に一部記載漏れが判明したため、記載の補充を行い預金規定を改正いたしましたのでお知らせいたします。なお、改正後の新規定は、改正前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

1. 改正する規定

- ・エース預金「エンドレス型（まとめ周期選択型）」規定
- ・エース預金「確定日型（ワイド型）」規定
- ・エース預金「年金型（ワイド型）」規定

2. 改正内容

エース預金「エンドレス型（まとめ周期選択型）」規定（抜粋）	
6. （利息）	
(1)～(3)、(5)省略	
(4) 当金庫がやむをえないものと認めて、または後記 8(3)の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は各定期預金の預入日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって次のとおり計算します。	
① 省略	
② スーパー定期（6 か月複利計算または単利計算）または大口定期（単利計算）の場合	
<u>A. 預入日から満期日までの期間が 10 年以上の場合</u>	
<u>a. 1 年未満</u>	解約日における普通預金の利率または前記(1)②
	もしくは③の適用利率×5%のいずれか低い利

	<u>率</u>
b. 1 年以上 2 年未満	解約日における普通預金の利率または前記(1)② もしくは③の適用利率×10%のいずれか低い利
	<u>率</u>
c. 2 年以上 3 年未満	解約日における普通預金の利率または前記(1)② もしくは③の適用利率×20%のいずれか低い利
	<u>率</u>
d. 3 年以上 4 年未満	前記(1)②または③の適用利率×30%
e. 4 年以上 5 年未満	前記(1)②または③の適用利率×40%
f. 5 年以上 6 年未満	前記(1)②または③の適用利率×50%
g. 6 年以上 7 年未満	前記(1)②または③の適用利率×60%
h. 7 年以上 8 年未満	前記(1)②または③の適用利率×70%
i. 8 年以上 9 年未満	前記(1)②または③の適用利率×80%
j. 9 年以上 10 年 3 か月未満	前記(1)②または③の適用利率×90%

B. 預入日から満期日までの期間が 7 年以上 10 年未満の場合

a. 1 年未満	解約日における普通預金の利率または前記(1)②も しくは③の適用利率×10%のいずれか低い利率
b. 1 年以上 1 年 6 か月未満	解約日における普通預金の利率または前記(1)②も しくは③の適用利率×20%のいずれか低い利率
c. 1 年 6 か月以上 2 年未満	前記(1)②または③の適用利率×30%
d. 2 年以上 2 年 6 か月未満	前記(1)②または③の適用利率×40%
e. 2 年 6 か月以上 3 年未満	前記(1)②または③の適用利率×50%
f. 3 年以上 4 年未満	前記(1)②または③の適用利率×60%
g. 4 年以上 5 年未満	前記(1)②または③の適用利率×70%
h. 5 年以上 6 年未満	前記(1)②または③の適用利率×80%
i. 6 年以上 10 年未満	前記(1)②または③の適用利率×90%

C. 預入日から満期日までの期間が 5 年以上 7 年未満の場合

a. 1 年 6 か月未満	解約日における普通預金の利率または前記(1)②も しくは③の適用利率×10%のいずれか低い利率
b. 1 年 6 か月以上 3 年未満	前記(1)②または③の適用利率×20%
c. 3 年以上 4 年未満	前記(1)②または③の適用利率×40%
d. 4 年以上 7 年未満	前記(1)②または③の適用利率×70%

D. 預入日から満期日までの期間が 4 年以上 5 年未満の場合

- | | |
|--------------------------|---|
| a. 1 年 6 か月未満 | 解約日における普通預金の利率または前記
(1)②もしくは③の適用利率×10%のい
れか低い利率 |
| b. 1 年 6 か月以上 2 年 6 か月未満 | 前記(1)②または③の適用利率×20% |
| c. 2 年 6 か月以上 3 年未満 | 前記(1)②または③の適用利率×30% |
| d. 3 年以上 5 年未満 | 前記(1)②または③の適用利率×60% |

E. 預入日から満期日までの期間が 3 年以上 4 年未満の場合

- | | |
|---------------------|---|
| a. 1 年未満 | 解約日における普通預金の利率または前記
(1)②もしくは③の適用利率×20%のい
れか低い利率 |
| b. 1 年以上 1 年 6 か月未満 | 前記(1)②または③の適用利率×40% |
| c. 1 年 6 か月以上 2 年未満 | 前記(1)②または③の適用利率×50% |
| d. 2 年以上 4 年未満 | 前記(1)②または③の適用利率×70% |

F. 預入日から満期日までの期間が 3 年未満の場合

- | | |
|-----------------|---|
| a. 6 か月未満 | 解約日における普通預金の利率または前記
(1)②もしくは③の適用利率×30%のい
れか低い利率 |
| b. 6 か月以上 1 年未満 | 前記(1)②または③の適用利率×50% |
| c. 1 年以上 3 年未満 | 前記(1)②または③の適用利率×70% |

エース預金「確定日型（ワイド型）」規定（抜粋）

6. （利息）

(1)～(3)、(5)省略

(4) 当金庫がやむをえないものと認めて、または後記 8(3)の規定により満期日前に解約
する場合には、その利息は各定期預金の預入日から解約日の前日までの日数および預
入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって次のとおり計算し
ます。

① 省略

② スーパー定期または大口定期の場合（単利計算）

A. 預入日から満期日までの期間が 3 年未満の場合

- | | |
|-----------|---|
| a. 6 か月未満 | 解約日における普通預金の利率または前記(1)②
の適用利率×30%のいずれか低い利率 |
|-----------|---|

b. 6 か月以上 1 年未満	前記(1)②の適用利率×50%
c. 1 年以上 3 年未満	前記(1)②の適用利率×70%
<u>B. 預入日から満期日までの期間が 3 年の場合</u>	
a. 1 年未満	解約日における普通預金の利率または前記(1)② の適用利率×20%のいずれか低い利率
b. 1 年以上 1 年 6 か月未満	前記(1)②の適用利率×40%
c. 1 年 6 か月以上 2 年未満	前記(1)②の適用利率×50%
d. 2 年以上 3 年未満	前記(1)②の適用利率×70%
エース預金「年金型（ワイド型）」規定（抜粋）	
7. （利息）	
(1)～(3)、(5)省略	
(4) 当金庫がやむをえないものと認めて、または後記 9(3)の規定により満期日前に解約 する場合には、その利息は各定期預金の預入日から解約日の前日までの日数および預 入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって次のとおり計算し ます。	
① 省略	
② スーパー定期または大口定期の場合（単利計算）	
<u>A. 預入日から満期日までの期間が 3 年未満の場合</u>	
a. 6 か月未満	解約日における普通預金の利率または前記(1)② の適用利率×30%のいずれか低い利率
b. 6 か月以上 1 年未満	前記(1)②の適用利率×50%
c. 1 年以上 3 年未満	前記(1)②の適用利率×70%
<u>B. 預入日から満期日までの期間が 3 年の場合</u>	
a. 1 年未満	解約日における普通預金の利率または前記(1)② の適用利率×20%のいずれか低い利率
b. 1 年以上 1 年 6 か月未満	前記(1)②の適用利率×40%
c. 1 年 6 か月以上 2 年未満	前記(1)②の適用利率×50%
d. 2 年以上 3 年未満	前記(1)②の適用利率×70%

3. 適用開始日

2019年7月19日（金）

以 上